



市民サービスの向上と経費縮減に向けて

市有施設の指定管理者を募集します

市は、来年4月から下表の施設を管理する指定管理者を募集します。

申し込みなど詳しくは、各問い合わせ先にある募集要項を確認してください。募集要項は、市ホームページ各課のページからダウンロードもできます。

申し込み後、選定委員会で審査を行い、市議会の議決により指定されます。個人での申し込みはできません。

●募集要項配布期間＝7月1日～8日(水) ●参加表明書提出期間＝7月1日～15日(水)

施設の名称	説明会	申請書提出期間	問い合わせ先
新町長寿センター・新町鉄南長寿センター	7月21日(火)	8月24日(月)～31日(月)	長寿社会課 (☎321-1248)
群馬長寿センター	7月28日(火)		
サンライフ高崎	7月22日(水)	8月21日(金)～31日(月)	産業政策課 (☎321-1255)
社会就労センターセルフ楽間	7月22日(水)	8月21日(金)～31日(月)	障害福祉課 (☎321-1245)
群馬福祉作業所			
新町福祉作業所			
ハーモニー高崎ケアセンター	7月27日(月)	8月21日(金)～31日(月)	障害福祉課 (☎321-1245)
昭和町福祉作業所	7月28日(火)		
吉井障害者自立支援センター	7月29日(水)	8月17日(月)～31日(月)	社会福祉課 (☎321-1243)
倉渕福祉センター・箕郷福祉会館エスポワール・箕郷福祉作業所・群馬福祉会館			
榛名福祉会館・榛名地域活動支援センター・榛名児童館	7月30日(木)	8月24日(月)～31日(月)	市民課 (☎321-1307)
市斎場	7月29日(水)		
倉賀野児童館・豊岡児童館・井野児童館・群馬児童館	8月7日(金)	8月24日(月)～31日(月)	こども家庭課 (☎321-1316)



より良い環境で運動できるように

浜川体育館に空調設備を設置しました

市は、浜川体育館のメインアリーナ、サブアリーナなどに空調設備を整備しました。一年を通して快適な環境で運動することができます。空調設備は、無料で利用できます。

問い合わせは、浜川体育館 (☎344-1551) へ。

体育館の利用は事前に問い合わせが必要です

浜川体育館を利用するときは、事前予約が必要です。空き状況により当日利用もできます。利用する前に、同館へ問い合わせてください。

開館時間や利用方法、料金など詳しくは、高崎財団のホームページにある同館のページ(右記)でも確認できます。



アリーナ全体に風を送れるよう全周に設置



消費税 10% への引き上げによる家計の負担を軽減

65歳以上の人の介護保険料を一部改定しました

市は、65歳以上で市民税非課税世帯の人を対象に、介護保険料の一部を改定しました。これは、昨年10月の消費税引き上げに合わせ、介護保険料の負担を減らすためのものです。

65歳以上の人の介護保険料は、課税状況などにより12の所得段階に分かれています。今回は、そのうち1～3段階の保険料が減額になりました(下表参照)。問い合わせは、介護保険課 (☎321-1219) へ。

介護保険料の決定通知書を7月10日(金)に発送

対象は、65歳以上の人です。年金受給額が年額18万円以上の方は、年金からの天引きです。天引き

65歳以上の人の介護保険料(一部)

所得段階	課税状況など	保険料年額	
1	・生活保護を受けている ・老齢福祉年金受給者で、世帯全員が市民税非課税 ・世帯全員が市民税非課税で、本人の合計所得+課税年金収入が80万円以下	23,300円	
2	世帯全員が市民税非課税	本人の合計所得+課税年金収入が80万円超～120万円以下	38,800円
3		本人の合計所得+課税年金収入が120万円超	54,300円



過年度分の申請も受け付けます

国民年金保険料の免除申請は7月1日から

7月1日から、令和2年度(7月～来年6月)の国民年金保険料の免除申請と納付猶予申請を受け付けます。過年度の申請は、申請日からさかのぼって2年1か月前の月分まで受け付けます。必要な物を持って、市役所1階15番窓口保険年金課か各支所市民福祉課で申請してください。

保険料の免除と納付猶予の申請は、原則として毎年必要です。新型コロナウイルス感染症の影響による臨時特例措置で保険料の免除を受けている人も、改めて申請が必要。また、昨年度全額免除や納付猶予に該当し、継続申請が承認されている人は申請の必要はありません。日本年金機構から届く結果通知を確認してください。

問い合わせは、保険年金課 (☎321-1238) へ。

必要な物

●マイナンバーカード ●年金手帳 ●本人確認ができる物 ●失業中の人は雇用保険離職票か雇用保険受

給資格者証 ●新型コロナウイルス感染症の臨時特例で申請する人は、令和2年2月以降の収入が最も少ない月の所得の分かる物 ●代理人が申請する場合は本人の印鑑(朱肉を使う物)・代理人の本人確認のできる物・委任状

納付書払いの人で第2期以降に口座振替で納付を希望する人は、取扱金融機関で申し込んでください。

介護保険料の減免

災害で住宅などに著しい損害を受けた、倒産・解雇や新型コロナウイルス感染症の影響で収入が著しく減ったなどの理由で保険料の納付が困難なときは、減免制度を利用できる場合があります。年度当初からの減免を希望する人は、7月27日(月)までに、市役所2階介護保険課か各支所市民福祉課で申請してください。

■保険料免除制度

前年の所得が少なく保険料を納めることが困難な場合に、一定の基準により保険料が免除されるものです。申請者本人と配偶者、世帯主の所得に応じて全額・4分の3・半額・4分の1の4段階で申請できます。

■納付猶予制度

学生を除く50歳未満の人を対象として、保険料の納付が猶予されるものです。所得審査の対象は、申請者本人と配偶者の所得です。免除制度とは異なり、世帯主の所得は審査対象になりません。